**平成２３年（フ）第２３３３号**
北海道千歳市桂木１丁目５番６号
債務者　上田多津子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２３８３号**
札幌市厚別区上野幌３条２丁目21番22号
債務者　碓井　悠子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６３号**
山形県酒田市市条字水上16番地、前住所山形県酒田市緑町２番57号
債務者　小野　浩昭
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２３年（フ）第２８５号**
群馬県高崎市剣崎町808番地２　ニュークレストⅡＡ号
債務者　星　　雄太
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１６１０号**
名古屋市中村区岩塚町３丁目63番地　白菊荘10号
債務者　平中　千鶴
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１６１１号**
名古屋市中村区岩塚町３丁目63番地　白菊荘10号
債務者　平中　鶴江
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８９７号**
名古屋市中川区本前田町31番地　ガーデンハイツ八田101号
債務者　エトー製工こと　江藤慎一郎
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９１４号**
愛知県東海市富木島町新石根113番地の４
債務者　坂本　みほ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９２０号**
愛知県半田市瑞穂町８丁目９番地の11
債務者　清水　計吉
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３４９号**
大阪府柏原市大県３丁目８番19―123号、消除された住民票上の住所大阪府八尾市服部川３丁目85番地
債務者　中谷設備こと　中谷　竜一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第８３９号**
大阪府羽曳野市河原城89番地の１
債務者　青砥　裕二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第８５４号**
堺市南区高倉台３丁１番16―205号、前住所堺市中区辻之1115番地11
債務者　古家みゆき
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第８７５号**
大阪府羽曳野市高鷲９丁目３番３号
債務者　寿司店由里賀こと　木下　清孝
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９２８号**
大阪府藤井寺市藤ヶ丘２丁目11番３号
債務者　中出　　豊
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９２９号**
大阪府藤井寺市藤ヶ丘２丁目11番３号
債務者　中出　敦子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９４５号**
堺市堺区田出井町１番３―2703号
債務者　中野　　剛
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９５０号**
堺市西区浜寺船尾町東４丁27番地　マンションヤマニシ204号、前住所大阪府泉大津市春日町４番16―509号
債務者　寺岡　正利
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第９５１号**
大阪府羽曳野市野々上５丁目12番２―708号
債務者　西田亜希子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係